



女性消防吏員を消防活動に従事させる場合に留意すべきことは

女性消防吏員を消防活動に従事させる場合の配置部隊や活動内容については、どのような点に留意しなければならないのでしょうか。



女性消防吏員を消防活動に従事させる場合に、毒劇物等が関係する特殊

災害等を専門的に対応する部隊、例えば化学機動中隊、化学小隊に配置することは適当ではありません。

また、特殊災害専門部隊以外の部隊で消防活動に従事する場合であっても、出場後に有毒ガスが発生する現場と判明した場合には、隊長が有毒ガスの影響を受けない位置での活動を指示する等、個別かつ具体的に対応する必要がありますことから、女性隊員が配置されている場合には、隊長自ら現場の有毒ガス発生に関する情報収集を行い、迅速な対応をする必要があります。

なお、女性隊員が妊娠中及び産後1

年を経過していない女性の場合は、他にも就かせてはならない業務が定められています。

労働基準法での取扱い

労働基準法64条の3第1項で、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」といいます。）を、重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないとして、女性労働基準規則（以下「女性規則」といいます。）2条に、就かせてはならない業務が24項目（以下①～⑳）明記されています（女性規則2条1項各号）。なお、こ

の24項目は妊娠中の女性について規定するもので、産後1年を経過しない女性については、以下①～⑫及び⑮～⑳に掲げる業務に就かせてはならないとされています。ただし、②～⑫、⑮～⑰及び⑲～㉓までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性がその業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限ります。

- ① 下表に掲げる年齢の区分に応じた重量以上の重量物を取り扱う業務

年 齢	重量 (単位 kg)	
	断続作業の場合	継続作業の場合
満16歳未満	12	8
満16歳以上 満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

- ② ボイラー（労働安全衛生法施行令1条3号に規定するボイラーをいいます。③において同じです。）の取扱いの業務
- ③ ボイラーの溶接の業務
- ④ つり上げ荷重が5 t以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が5 t以上の揚貨装置の運転の業務
- ⑤ 運転中の原動機又は原動機から中

間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務

- ⑥ クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除きます。）
- ⑦ 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- ⑧ 直径が25cm以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除きます。）又はのこ車の直径が75cm以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除きます。）に木材を送給する業務
- ⑨ 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
- ⑩ 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務
- ⑪ 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8 mm以上の鋼板加工の業務
- ⑫ 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料を送給する業務
- ⑬ 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが5 m以上の地穴における業務
- ⑭ 高さが5 m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務

- ⑮ 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除きます。）
- ⑯ 胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務
- ⑰ 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務
- ⑱ 有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる女性規則2条1項18号に定める業務
- ⑲ 多量の高熱物体を取り扱う業務
- ⑳ 著しく暑熱な場所における業務
- ㉑ 多量の低温物体を取り扱う業務
- ㉒ 著しく寒冷な場所における業務
- ㉓ 異常気圧下における業務
- ㉔ さく岩機、鉦打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

また、妊産婦以外の女性については、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務として労働基準法64条の3第1項を準用することが定められていますので（労基法64条の3第2項、女性規則3条）、具体的に就かせてはならない業務は、前記①の重量物を取り扱う業務（女性規則2条1項1号）と、前記⑱の有害物を発散する場所での業務（女性規則2条1項18号）とされています（女性規則3条）。

女性に制限される業務への対応

現在、各消防本部では女性の活躍推進を進めているところですが、このような制限は女性消防吏員の就業範囲に影響があるのでしょうか。

平成27年7月に総務省消防庁から出された「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書」では、「消防の現場活動においては、女性の就労に関して重量制限や有毒ガスにかかる制限のみが存在するだけで、当該制限による制約以外には、従事できる職域に男女の差異はない。したがって、法令による制限にかからない限り、救助についても性別を理由として従事することを制限されることはない。」として、訓練や活動内容が厳しく、高度の体力が要求される救助隊も、労働基準法上の制限以外には女性が就業できない理由はないとしています。

さらに、「消防組織においても意欲と能力に応じた採用や適正な昇任、人事配置がなされ、女性消防吏員の職域拡大が図られるべきである。もちろん、消防の現場は部隊単位で活動を行うため、各隊の活動水準について一定レベルを確保することは必要不可欠であり、性別を問わず、各隊員がその活動に必要な能力を満たさなければなら

結果として、一定以上の体力を求められる警防活動に従事する女性消防吏員が一定割合にとどまることがあっても、性別を理由として警防活動に従事させないことがあれば、そうした状況は早急に是正すべきである。」として、女性消防吏員が警防隊に従事するために一定レベルの体力が要求されることはやむを得ないが、性別を理由とする従事制限はしてはならないとしています。また、本報告書を受け、平成27年7月29日付消防庁次長通知（平27・7・29消防消149）で、「適材適所を原則とした女性消防吏員の職域拡大」について、各消防本部に助言しています。

そこで、前記の2つの制限される業務について、どのように対応すればよいのか考えてみます。

「重量物を取り扱う業務」については、重量物とは荷物を意味しており人体は含まれないことから、救急業務における担架の搬送は含まれないこと、マンパワーの活用により、消防車両に積載される一般的な消防資器材の搬送等は解決されること、業務の継続性については、個別に判断して指示することなどが考えられます（「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」（平16・3・15消防消53））。

消防資器材については、職員の高齢化対策も含め、軽量化を一層進めることで、重量物制限は解決されていくと

考えられます。

また、ポンプ隊と救急隊との連携活動、いわゆるPA連携は、マンパワーの活用を具現化したものともいえ、隊員としての一女性吏員の重量的な負担を少なくするとともに、女性の傷病者を扱った場合、その傷病者の不安感を女性隊員がいることにより軽減できることなど男女共同参画の視点からも有効な対応と判断できます。

一方、「有毒ガスにかかる制限（有毒ガスを発散する場所における業務）」については、重量物の規制よりもより慎重に扱われる必要があります。「一般的な建物火災については、空気呼吸器を着装する等、安全管理の措置を施しての屋内進入、関係者からの情報収集やガス検知器等の使用による安全管理の徹底による身体保護、近年の建物火災の件数から考えて、ガス等の蓄積による人体への影響は危惧するに及ばない」（平16・3・15消防消53）等の理由から、安全管理が確保されるのであれば、女性が警防活動をすることが否定されるものではなく、男性吏員と同じに取り扱ってよいと考えられます。

しかし、有害物のガス等が実際に発生しているような現場では、法律の制定趣旨である母体保護を考え、例えば呼吸器等を着装するのであっても、有害ガス等の濃度が安全レベルに低下するまでは、内部進入はすべきではありません。

ません。

したがって、このような有毒ガスの発生する現場活動を専門的に行う部隊、いわゆる特殊災害に対応する部隊への配置は好ましくないと考える必要があります。専門部隊が編成されていない消防本部にあっては、関係者からの情報収集に努め、現場での指揮者による個別的な判断が要求され则认为ます。

また、帰署後有毒ガスが発生していた現場と判明した場合には、男女の区別に関わりなく、発生ガスの身体への影響に関する情報を積極的に収集するほか、医療機関への受診が必要と考えます。

参考通知

- 「女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項について」(平16・3・15消防消53)

参考文献

- 松岡三郎＝松岡二郎著『口語労働法[全訂新版]』(自由国民社、2008)
- 外尾健一著『労働法入門[第7版](有斐閣双書)』(有斐閣、2009)
- 浅倉むつ子ほか著『労働法[第5版](有斐閣アルマ)』(有斐閣、2015)
- 米川謹一郎編著『地方公務員法の要点[第9次改訂版]』(学陽書房、2015)
- 自治体公法研究会編『新要点演習 地方公務員法』(公職研、2016)

- 地方公務員昇任試験問題研究会編著『完全整理 図表でわかる地方公務員法[第1次改訂版]』(学陽書房、2016)

2 火災出場



出場した消防隊が赤信号通過時に交通事故を起こした際の賠償責任の有無は

消防法で消防車の優先通行権の規定がありますが、火災現場に出場する消防隊が赤信号で交差点通過時に交通事故を起こした場合に賠償責任はあるのでしょうか。



火災現場に出場する消防車は、その任務の公共性と緊急性から優先通行権や赤信号を停止することなく徐行で通行することなどの法令上の特例が認められています。

しかし、安全運転の義務は法令上免除されていないので、消防車が赤信号交差点で左右の安全確認を怠り、又は徐行することなく進入し、青信号に従って交差点に進入してきた一般車両と交通事故を起こした場合は、高度な注意義務と危険回避義務を怠った過失があるとして損害賠償責任を負う可能性

があります。

消防車の優先通行権とは

消防法では、火災が発生した場合に、消防車を一刻も早く現場に到着させて消火活動に当たらせる必要があることから一般車両等に交通上の制限を加え消防車の優先通行を確保することを定めています（消防法26条）。

また、道路交通法では緊急自動車の通行区分等（道路交通法39条）、緊急自動車の優先（道路交通法40条）、緊急自動車等の特例（道路交通法41条）、消防用車両

の優先等（道路交通法41条の2第1項・2項）、本線車道に入る場合等における他の自動車との関係（道路交通法75条の6第2項）等により緊急自動車の赤信号での停止義務等が免除されており、かつ、一般車両には消防車に対する避譲を義務付けています。

したがって、消防車が赤信号交差点手前で一時停止し、青信号に従って進入してくる一般車両を予測し、左右の安全を確認しながら徐行で交差点内に進入するなど過失なく運行した場合の消防車の交通事故は、基本的に消防側の賠償責任はありません。

「緊急自動車として法令に従い過失なく走行している場合の事故については、相手方との過失相殺は認められない」として緊急自動車の公共的使命を重視した裁判例もあります（札幌地判昭63・9・16判時1316・125）。

消防車の赤信号通過時の注意義務

前記のように火災等に出場する消防車については、道路交通法で、赤信号等を停止しないで徐行で通過することが許されています。

しかし、緊急走行中の消防車であっても赤信号交差点内に一時停止せずに入ること、今日の交通事情を考えれば非常に危険な行為であり、緊急

自動車は道路交通法に基づく、より高度な注意義務と危険回避義務を負っています。

緊急走行中の消防車両が赤信号を通過する際は、青信号を信頼して進入する一般車両が消防車両に気付かず交差点に進入するかもしれないという危険を予見して、手前で一時停止し、左右の安全を十分に確認した上で、徐行で交差点に進入し、拡声器、サイレン、赤色灯等により具体的な進行方向、避譲方法を知らせ、事故を防止する責務があります。

したがって、消防車が赤信号交差点に入る際に、これらの注意義務を怠った場合は、一般車両の損害に対する賠償責任が生じることとなります。この場合は、相手方一般車両の避譲義務違反等との過失相殺により賠償額が決まることとなります。

緊急出場運行の基本

道路交通法等において消防車の優先通行権が認められているといえども、優先通行権を過信し、他の一般車両や歩行者等との関係を軽視した運転は、無謀な運転であり、その結果、事故を招き、現場到着が不能となります。

消防車を運転する機関員は、道路交通法70条の安全運転の義務を徹底し、確実な一時停止や徐行、安全確認を行

う防衛運転が、火災現場に最も早く到着できる近道であるという意識を持ち、運転操作技術の熟練、車両諸元の把握と関係法令の精通に努め、安全な緊急出場運行に努める必要があります。

道路交通法上の緊急自動車の特例等

- (1) 緊急自動車の道路交通法上の特例が認められているもの
- ① 右側通行の特例（道路交通法39条1項）
 - ② 停止義務免除の特例（道路交通法39条2項）
 - ③ 通行禁止道路通行の特例（道路交通法41条1項・8条1項）
 - ④ 歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例（道路交通法41条1項・18条）
 - ⑤ キープレフトの原則除外（道路交通法41条1項・20条1項）
 - ⑥ バス専用通行帯通行の特例（道路交通法41条1項・20条の2）
 - ⑦ 交差点で右左折方法に従わない特例（道路交通法41条1項・25条1項2項）
 - ⑧ 進行方向を指定した通行区分に従わない特例（道路交通法41条1項・35条1項）
 - ⑨ シートベルト装着義務が免除される特例（道路交通法71条の3）
 - ⑩ 交通事故を起こした場合の運転継続の特例（道路交通法72条4項）
 - ⑪ 最高速度の特例（道路交通法施行令12条3項・27条2項） など
- (2) 道路交通法の特例が認められていないもの（緊急自動車には法令上多くの特例が認められていますが、安全運行のため特例が認められていない規定があります。）
- ① 歩行者用道路（歩行者天国等）での注意徐行義務（道路交通法9条）
 - ② 歩道通行の禁止（道路交通法17条1項）
 - ③ 軌道敷内通行の禁止（道路交通法21条1項）
 - ④ 急ブレーキの禁止（道路交通法24条）
 - ⑤ 車間距離の保持（道路交通法26条）
 - ⑥ 左側追越し禁止（道路交通法28条1項）
 - ⑦ 徐行場所での徐行義務（道路交通法42条）
 - ⑧ 安全運転の義務（道路交通法70条）
 - ⑨ 交通事故を起こした場合に停止する義務（道路交通法72条1項） など

緊急走行時の交通事故防止十則

各消防本部では、以下のような「交通事故防止十則」（東京消防庁『消防ハンドブック2015』）等を定め、事故防止を図っています。

- ① 道路交通状況に応じて、適切な速度で走行する。
- ② 赤信号交差点では、交差点直前で確実に一時停止し、左右の安全確認を行い、徐行で通過する。
- ③ 赤信号交差点では、避讓車両等による死角がある場合は、その直前で確実に一時停止し、安全確認してから通過する。
- ④ 青信号交差点では、周囲の歩行者及び車両等の動向を確実に把握し、安全な速度で通過する。
- ⑤ 青信号交差点で左折する場合は、左側を通行する歩行者及び自転車等に注意する。
- ⑥ 見通しの悪い信号機のない交差点では、交差点直前で確実に一時停止し、左右の安全確認を行い、徐行で通過する。
- ⑦ 渋滞道路や狭隘道路では、歩行者及び自転車等の飛び出しに十分注意し、安全運転に努める。
- ⑧ 対向車線及び一方通行路逆行の場合は、前方の車両等に十分注意し、側方間隔をできるだけ取って安全な速度で走行し、側方間隔が取れない等状況によっては徐行する。
- ⑨ 後退する場合は、後退方向、位置及び障害物等を確認し、徐行するとともに、死角がある場合は、確実に把握する。
- ⑩ 道路交通状況に応じて、適時適所

で確認呼称する。

交通事故発生時の措置

交通事故が発生したときは、隊長の指示の下で乗車員全員により役割分担を行い、道路交通法72条1項等に規定された措置を行います。

- ① 速やかに運行を中止する。
- ② 負傷者の受傷部位、程度を確認し、必要に応じて救急車を要請する。
- ③ 二次災害の防止を図る。
- ④ 警察官に通報し、到着までの間、努めて事故現場を保存する。
- ⑤ 業務継続の可否について判断する。
- ⑥ 署長、通信指令室に速報を行い、必要に応じて応援要請、代替運用隊を要請する。
- ⑦ 避讓及び駐停車の位置、車種別、登録番号等を把握する。
- ⑧ 目撃者の住所、氏名、目撃位置、状況等を把握する。
- ⑨ 努めて相手方等の立会いを求め、双方の発見位置、事故発生位置及び停車位置を確認する。
- ⑩ 負傷者の位置、血痕、スリップ痕、散乱物の状況等を把握する。
- ⑪ 相手の氏名、年齢、住所等を把握する。
- ⑫ 事故現場の道路について、歩車道の別、幅員、路面及び見通しの状況

等を把握する。

- ⑬ 事故発生の経過を記録する。
- ⑭ 現場等の写真撮影
- ⑮ ドライブレコーダーを装着している場合は映像記録を確認する。

参考文献

- 木下健治（監修）全国消防長会（編著）
『消防関係判例100』（東京法令出版、2015）
- 東京消防庁編『消防職員のための実務必携 消防ハンドブック2017』（一般財団法人東京消防協会、2017）



放火火災の死者の発生には市消防局の義務違反は認められないとした事例

放火火災の死者の発生において、市消防局への通報時に本件火災に対応した消防職員の行動には、原告らの主張する119番通報の際の適切な対応指示義務違反、本件火災における人命検索活動義務違反、遺族らに対する火災原因等説明義務違反などの過失は認められないとして、請求を棄却した判決（さいたま地判平22・5・28（平19（ワ）3086）裁判所ウェブサイト）について、教えてください。



事案の概要

平成16年12月13日20時15分頃、Y市〇区所在の大型物品販売店舗（鉄骨造一部鉄筋コンクリート平屋建て、延面積約2,270m²）の寝具売場で陳列していた布団及びクッション等が放火され、119番通報を受けたY市消防本部の消防隊が消火活動を行ったが、全焼したものです（以下「本件火災」といいます。）。

本件火災により、店舗従業員3名が死亡し、同従業員7名及び消防隊員1名が負傷しました。

本件火災により死亡した店舗従業員3名（時計・宝飾ブランド品担当販売員A、B、家電製品販売担当員C）の遺族が、消防組織法に基づく消防本部

の設置者であるY市に対し、3名の死亡は、Y市消防本部の本件火災に係る活動等の過失によるものであるとして、国家賠償法1条に基づき損害賠償を請求する訴えを提起しました。

原告Xら（死亡した店舗従業員3名の遺族）の主張

「Y市は、消防本部設置者として、Y市消防本部職員の公権力の行使に過失があった場合、国家賠償法に基づく賠償責任を有する。

Y市消防本部の本件火災における活動及び火災後の関係者に対する火災調査等に関する説明は、当該消防本部職員の職務であり、公権力の行使に該当する。

そして、本件火災における店舗従業

員3名の死亡は、Y市消防本部職員の
本件火災の活動が、通報者に適切に避
難等を指示する義務（適切な対応指示
義務）及び速やかに人命検索活動を行
う義務（人命検索活動義務）の違反に
よるものであるとともに、火災後にY
市消防本部職員が行った原告Xらへの
火災原因等に関する説明は、説明義務
（火災原因等説明義務）に違反するも
のであるとし、Y市には国家賠償法1
条の責任がある」と主張して、具体的
に下記の点を挙げました。

(1) 適切な対応指示義務違反

「死亡したB及びAは、本件火災当
時、時計・宝飾ブランド品売場にいた
ところ他の従業員から依頼され、Bが
20時19分42秒にY市消防本部に火災通
報をしているが、通話は20時21分31秒
までの1分49秒間に渡り継続された。

B及びA並びにBと同じ場所で死亡
していたCの本件火災による死亡推定
時刻は、本件通報から間もない20時20
分頃と推定されている。

また、Bらが本件通報後一定期間生
存していたとしても、本件通報中に火
災による煙が店内に相当程度拡散して
いたことが推定され、Bらが一酸化炭
素又はシアン化水素の中毒症状により
正常な行動が困難で避難行動ができな
かった可能性がある。

Y市消防本部の「119対応マニユア
ル」によれば、通報者に危険が迫って

いるような状況であれば、聴取事項は
必要最小限にとどめ早期避難を指示す
るものとされている。

Bの通報に対応した消防職員は、B
が「煙がすごいです。」と明確に伝えて
おり、かつ通報の背後で放送されてい
た非常警報の火災放送及び警告音も聞
こえていたはずであるから、同職員は、
火災の煙等によりBの身体に危険が及
ぶ可能性を容易に認識できたはずであ
る。

しかし、同職員は、Bが自ら「すい
ません私出ます。」といて電話口を
離れるまで漫然と聞き取りを継続して
おり、聴取事項を最小限にとどめ、早
期避難を指示すべき義務に違反してい
ることから、火災時の適切な対応指示
を怠った過失があることは明らかであ
る。」

(2) 人命検索活動義務違反

「[新訂災害救助]によれば、人命検
索活動は消防活動の中でも最優先事項
とされ、火災現場への到着と同時に拡
声器等で積極的に呼び掛けて情報提供
を得るものとされている。

また、「消防救助活動事例集」でも、
火災現場における人命検索のための情
報収集は、携帯拡声器、車載拡声装置
を使用し、建物関係者を指名して出頭
を呼び掛ける、出火当時建物にいた者
に人員を確認する等とされている。

しかるに、本件火災において、Y市

消防本部職員は、火災現場到着後、本件店舗からの逃げ遅れた者の有無について1名から聴取を行っただけで、同人から聴取した逃げ遅れた者はいないとの情報を安易に信用し、事後店舗マネージャーから従業員が逃げ遅れているとの情報を得るまでの11分間、拡声器を活用するなどして関係者から情報を収集する活動を何ら行わなかった。

よって、Y消防本部消防職員の消防活動には、迅速な人命検索活動を怠った過失がある。

また、本件火災で死亡したAらは、消防職員らが火災現場に到着した20時25分頃には生存していた可能性が高く、消防職員らが迅速な人命検索活動を行っていれば、Aらを救出できた可能性は高く、消防職員の人命検索活動義務違反とAらの死亡との間に因果関係があることは明らかである。」

(3) 火災原因等説明義務違反

「消防職員は、火災原因や損害の程度等について調査権限や質問権が与えられている反面、火災後関係者に対し、火災原因等について説明義務を有する。

ましてや、火災の被害者の遺族に対しては、その心情に配慮し、真摯に火災原因等の説明を行うべきところ、消防職員は、3回の会合において虚偽あるいは不合理な説明を行い、暴言を吐くなどして火災原因等説明義務に違反

した。」

裁判所の判断

「一般に、消防職員は火災発見者からの119番通報を受信した場合、通報者から火災情報を的確に収集した上で、通報者に危険が迫っているような状況があれば適切に避難を指示する義務（適切な対応指示義務）、並びに火災現場に到着した場合、火災に遭って人命に危難を生じている者がいないかを十分に確認し、行方不明者がいる場合、その検索と救出に全力をあげる義務（人命検索活動義務）を負うことについて、当事者間に争いが無い。」として以下の点を挙げました。

(1) 適切な対応指示義務違反について

「本件火災当時のY市消防通信規程によれば、消防職員は災害通報を受信したとき、災害の種別、場所、規模、傷病者の状況その他必要事項を迅速かつ的確に把握しなければならないものとされていた。

また、Y市消防本部が準拠していた「119対応マニュアル」によれば、火災通報を受信した場合、燃焼物件の把握、火災種別に応じた対応、通報者の氏名等の確認を行うものとされていた。

これらのことから、Y市消防本部指令課では、一般に119番通報に対し、①

何が燃えているか、火災現場の位置の確認、③建物火災の場合には、はしご車準備のための建物構造及び階数の確認、④具体的な出火場所と火災状況の確認、⑤通報者の氏名、電話番号の確認を行うものとされていた。

本件火災時に、従業員Bからの119番通報を受信したY市消防本部指令課の職員は、Y市消防通信規程、119対応マニュアルの内容及び指令課の一般的な対応手順に沿って、消防活動上に必要な事項を聴取したものであるとでき、通話時間は約1分25秒であるとともに、出火場所の詳細を聴取しようとした時点で、Bが「私出ます。」とあって電話口から離れたものである。

前記のとおり、119番通報に対応する消防職員は、適切な対応指示義務を有する。

本件通報においては、対応した指令課職員の「何が燃えてんの。」という問いに対しBは「何が燃えてんだろう、…ちょっとわかんないですけど。」と答えるなど火元から離れていることを窺わせる発言をしていること、指令課職員の他の問いに対してもBは取り乱した様子もなく、比較的冷静に答えていること、本件火災時に本件店舗の他の従業員が屋外に避難する際、ブランド品売り場を見てもB及びAの姿はなく、少なくとも他の従業員が避難する時点で119番通報は終わっていたと

いえること、Bによる本件通報の間、他の従業員は火元付近で避難誘導、消火活動を継続していて、その後、Bら被害者を除き他の従業員は無事避難できていることが確認できる。

以上に照らせば、本件通報の際、客観的にもB、Aが直ちに避難を要する危険な状況にあったとまではいえず、避難指示をすることもなく、必要事項の聴取を継続した指令課職員の対応は、(避難の指示をしなかったことから)適切な対応指示義務に違反するものであって、過失があるとまではいえない。

また、前記のとおり、本件火災時に無事避難した他の従業員が避難した時点では、本件通報は終了していたということができ、かつCについては通報に加わってはならず他の従業員とともに消火活動に従事していたものであるから、A、B、Cの本件火災時の死亡と本件通報に係る消防職員の適切な対応指示義務違反には因果関係がない。」

(2) 人命検索活動義務違反について

「本件火災に臨場した消防職員は、本件店舗の客及び従業員は全員避難した旨を聴取した後も、本件火災の指揮本部長は、隊員に対し行方不明者の情報収集を再度命じ、指令課に対しても行方不明者を再確認中であることを報告している。

また、出場した情報指揮隊は、ハン

ドマイクを使用して「責任者の方いませんか。」などの呼び掛けを現場で行っている。

これらの人命検索活動に加え、本件火災の指揮本部長は、出場途上において出場各隊に対し行方不明者情報の最優先確認を命じ、到着後さらに行方不明者情報の収集を命じており、情報指揮隊の前記の呼び掛けにより、店舗責任者が出頭し、従業員の中に行方不明者がいることを確認し、直ちに救助隊を編成し店舗内での検索活動を開始するとともに、救急隊の増強出動を要請している。

しかしながら店舗内の状況が悪化し、濃煙が激しくなったことから救助隊の店舗内への進入を断念したことが認められる。

以上のことから、本件火災に対応した消防職員に人命検索活動義務違反があったとは認められない。」

(3) 火災原因等説明義務違反について

ア 火災原因等説明義務の存否

「原告Xらは、Y市消防本部消防職員は、火災原因調査等の権限が認められている反面、火災の被害者及び遺族ら関係者に対し火災原因調査等の説明義務を有すると主張する。

行政がある事柄につき説明義務を有しているか否かは、説明義務を規定する法令の有無、当該説明事項の内容・性質、住民と行政の相談・交渉の経緯

等の具体的事項を総合して判断すべきである。

消防関係法令には、火災原因等につき説明義務を定めた規定はなく、消防法31条に定める火災原因調査は、火災後の効果的な予防及び警戒態勢の確立、消火活動に不可欠な資料の収集を目的とするものと解されるから、本規定の存在から、行政が被害者等に説明義務を負うとは解せられない。

もっとも、火災原因等の調査結果について、火災の被害者や遺族の求めに応じ説明することを承諾した場合、故意に虚偽の事実を告げた場合には、別途、国家賠償法上の違法となる余地がある。」

イ 本事例の説明義務違反の有無

「原告Xらは、消防職員は、①本件火災通報受信時間について20時19分44秒を20時19分19秒と説明をしたこと、②行方不明者の情報収集について、逃げ遅れた者はいないとの情報を得た後も行方不明者の情報収集を継続したと説明したことはいずれも虚偽の説明であり、かつ③もっと早く中に入って助けることはできなかったのかという遺族からの問いに対し、隊員の命が大事である旨の暴言や他の職員の発言を制止するためにその足を突く等の不誠実な対応を行い、説明義務に違反している」と主張する。

しかし、①は当初覚知時間（20時19

分44秒)を説明し、後日受信時間(20時19分19秒)を説明したものであること、各証拠等に照らし、行方不明者の情報収集は継続されていたこと、確かに遺族の心情を逆なでするような発言と不快感を抱かせる対応があったと認められるが、上記言動がなされた具体的状況は明らかでなく、消防職員の言動が国家賠償法上、違法であるとまではいえない。

以上のことから、本件火災におけるY市消防本部職員の活動には原告Xらが主張するような義務違反は認められず、Y市に国家賠償法上の賠償責任は認められない。」

消防の適正な火災対応の重要性

本事例は、消防本部が行う火災時の119番通報の対応、火災現場における人命検索活動に関する情報収集の対応、火災後の遺族対応等が争点となった裁判であり、実務的にも非常に参考となる裁判です。

放火火災であり、本件火災の死者の原因は放火犯人にあるといえますが、消防に対しては、火災からの人命、財産の保護という期待が寄せられており、したがって、火災後の被害者等への説明は真摯に対応する必要があると

の説明の重要性を再認識させる裁判でもあり、火災時及び火災後の対応の参考となるものです。